

豊田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

| 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | |
|---|---------------------------|---|---|--------|---|---------------------------|---|--|--------|
| 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 | | | | | 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 | | | | |
| 2. 中心市街地の位置及び区域 略 | | | | | 2. 中心市街地の位置及び区域 略 | | | | |
| 3. 中心市街地の活性化の目標 略 | | | | | 3. 中心市街地の活性化の目標 略 | | | | |
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略 | | | | | 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略 | | | | |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略 | | | | | 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略 | | | | |
| 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略 | | | | | 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略 | | | | |
| 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 | | | | | 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 | | | | |
| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 | 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
| ○事業名 中心市街地テナントミックス整備事業 ○内容 調査事業に基づいた施設整備事業の実施 ○実施時期 平成25年度～平成34年度 | 豊田まちづくり(株) ほか 民間事業者 | 本事業は、「中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議」の調査事業に基づいた施設整備を実施するものであり、商業の活性化のために必要である。なお、この事業は歩行者通行量の増加に寄与する。 | ○支援措置の内容 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的</u> 事業 ○実施時期 平成32年度～平成34年度 | | ○事業名 中心市街地テナントミックス整備事業 ○内容 調査事業に基づいた施設整備事業の実施 ○実施時期 平成25年度～平成34年度 | 豊田まちづくり(株) ほか 民間事業者 | 本事業は、「中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議」の調査事業に基づいた施設整備を実施するものであり、商業の活性化のために必要である。なお、この事業は歩行者通行量の増加に寄与する。 | ○支援措置の内容 <u>地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的</u> 事業 ○実施時期 平成32年度～平成34年度 | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|-------------|---|--|--------|
| ○事業名 まちなか案内事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ○事業名 エリアマネジメント推進組織（(一社) TCCM) によるまちづくり及びプロモーション事業 ○内容 まち・エリアの価値を維持及び向上させる事業 ○実施時期 平成28年度～平成34年度 | 一般社団法人 TCCM | 本事業は、法人格を持ったまちづくり組織が事業収益を得て、新たなまちづくり事業に還元していくものであり、持続的な活性化事業展開のために必要である。なお、この事業は歩行者通行量及び公共空間の利用率の増加に寄与する。 | ○支援措置の内容 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち調査事業、専門人材活用支援事業</u> ○実施時期 <u>平成31年度～平成34年度</u> | |

(3) ~ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
[1] 略

[2] (1) ①~② 略

③協議会の開催経過

| 区分 | 開催日 | 主な議題 |
|------|---------------|--------------------------------|
| 第1回 | H25. 5 | 第2期計画事業の推進について |
| 第2回 | H26. 5 | 第2期計画の変更について |
| 第3回 | H29. 9 | 第2期計画事業の推進について |
| 第4回 | H27. 5 | 第2期計画の変更について |
| 第5回 | H27. 11 | 第2期計画事業の推進について |
| 第6回 | H28. 6 | 第2期計画の変更について |
| 第7回 | H28. 9 | 第2期計画事業の推進について |
| 第8回 | H29. 5 | 第2期計画事業の進捗状況について |
| 第9回 | H29. 11 | 第3期計画案について |
| 第10回 | H30. 1 | 第3期計画案について |
| 第11回 | <u>H30. 5</u> | <u>第2期計画の総括・第3期計画事業の推進について</u> |
| 意見書 | <u>H31. 1</u> | <u>第3期計画の変更について</u> |
| 第12回 | <u>H31. 3</u> | <u>第3期計画の変更・事業の推進について</u> |

④~ [3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|-------------|---|---|--------|
| ○事業名 まちなか案内事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ○事業名 エリアマネジメント推進組織（(一社) TCCM) によるまちづくり及びプロモーション事業 ○内容 まち・エリアの価値を維持及び向上させる事業 ○実施時期 平成28年度～平成34年度 | 一般社団法人 TCCM | 本事業は、法人格を持ったまちづくり組織が事業収益を得て、新たなまちづくり事業に還元していくものであり、持続的な活性化事業展開のために必要である。なお、この事業は歩行者通行量及び公共空間の利用率の増加に寄与する。 | ○支援措置の内容 <u>地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち調査事業、専門人材活用支援事業</u> ○実施時期 <u>平成30年度～平成34年度</u> | |

(3) ~ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
[1] 略

[2] (1) ①~② 略

③協議会の開催経過

| 区分 | 開催日 | 主な議題 |
|------|---------|------------------|
| 第1回 | H25. 5 | 第2期計画事業の推進について |
| 第2回 | H26. 5 | 第2期計画の変更について |
| 第3回 | H29. 9 | 第2期計画事業の推進について |
| 第4回 | H27. 5 | 第2期計画の変更について |
| 第5回 | H27. 11 | 第2期計画事業の推進について |
| 第6回 | H28. 6 | 第2期計画の変更について |
| 第7回 | H28. 9 | 第2期計画事業の推進について |
| 第8回 | H29. 5 | 第2期計画事業の進捗状況について |
| 第9回 | H29. 11 | 第3期計画案について |
| 第10回 | H30. 1 | 第3期計画案について |
| 新規追加 | | |
| 新規追加 | | |
| 新規追加 | | |

④~ [3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明
略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明
略